

交通事故防止にかかる運送事業所等の在り方について

1 昨年(令和5年)の埼玉県における交通事故情勢

令和5年の交通事故の傾向

- 前年より交通死亡事故が増加(122人、前年比プラス18人)
コロナの影響で前半は発生は少なかったが、11月と12月で激増し、前年より上回った。
- 自転車を含む二輪車の交通死亡事故が増加
- 高齢者が対象となる事故は相変わらず高水準で発生した
- 飲酒を伴う重大事故がまだまだ発生している

2 道路交通法施行規則の令和5年12月1日改正施行について

～ アルコール検知器の使用義務化のポイント～

- 運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に実施
- 目視確認の方法
- アルコール検知器の性能とその有効な保持
- 酒気帯び確認の記録内容
 - ・ 確認者名
 - ・ 運転者
 - ・ 運転者の業務に係る自動車登録番号等
 - ・ 確認の日時
 - ・ 確認の方法(対面でない場合は具体的方法)
 - ・ 酒気帯びの有無
 - ・ 指示事項
 - ・ その他必要な事項
 - ・ 記録を1年間保存する

3 運送事業者等における安全運転管理について

～ 社会的反響の大きな交通事故の発生により、道交法は変革していく ～